

# ネットワーク 品川・目黒

東京都品川区上大崎 3-13-26

電話 3443-5742 FAX 3443-6856

発行 (一社)品川労働基準協会

東京都品川区北品川 5-12-1

フラワー御殿山ハイツ 1F

電話 3447-2472 FAX 3447-2490

<http://www.shinagawa-rokyo.or.jp/>

**2021年4月から36協定届の様式が新しくなります。**

## 1 36協定届における押印・署名の廃止

労働基準監督署に届け出る 36 協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。

※記名はしていただく必要があります。

### 【36 協定と 36 協定届を兼ねる場合の留意事項】

- ・労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法(記名押印又は署名など)により 36 協定を締結すること。

の記載を転記した紙を添付して届け出することもできます。

## 2 36協定の協定当事者に関するチェックボックスの新設

36 協定の適正な締結に向けて、労働者代表(※)についてのチェックボックスが新設されます。

※労働者代表:事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

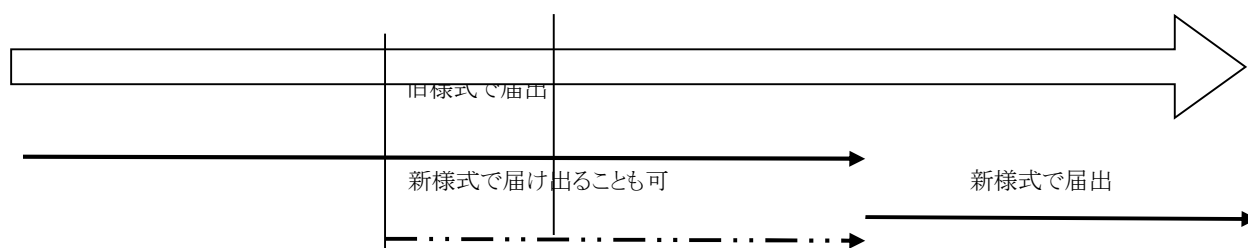
### 【過半数代表者の選任にあたっての留意事項】

- ・管理監督者でないこと。
- ・36 協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること。
- ・使用者の意向に基づいて選出された者でないこと。

【新様式?旧様式?】 2020/12/22(公布日)

2021/4/1(施行日)

式?】



※様式は、有効期間の始期ではなく、届出日によって異なります。

※施行日以後は、旧様式に直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックス

☞ 新しい「36協定届」は  
**労働基準関係主要様式**  
を検索してください。

## 「電子申請」の活用について

労働基準監督署で行う届出や申請書等については「電子申請」が可能です。

### 1 電子署名・電子証明書の添付不要(New)

令和3年4月1日から、労働基準法関係の電子署名及び電子証明書の添付が不要になります。

### 2 36協定の本社一括届出(New)

これまでは、全ての事業場について1つの過半数労働組合と36協定を締結している場合のみ本社一括届出が可能でしたが、令和3年3月末から、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の本社一括届出が可能になります。

### 3 控え文書の受理印

- ・36協定届
- ・就業規則(変更)届
- ・1年単位の変形労働時間制に関する協定届について、受理印を受けることができます。

### 【電子申請の利用方法】

「e-Gov(イーガブ)」のホームページから電子申請が利用できます。

(<https://shinsei.e-gov.go.jp>)

☞ ホームページは

を検索してください。

じん肺健康管理実施報告書につきましては、じん肺の健康診断を実施しなかった年についても報告が必要ですのでご注意ください。

また、労働者数50人以上の事業場に義務づけられているストレスチェックにつきましても報告書の提出が必要です。報告書の表題は、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書」です。

なお、次の報告書類

- ・労働者死傷病報告(休業4日以上)
- ・定期健康診断結果報告書
- ・ストレスチェック検査結果報告書
- ・安全衛生管理者等・産業医選任報告
- ・じん肺健康管理実施状況報告
- ・有機溶剤等健康診断結果報告書

については、インターネット上で作成できるようになりました。このサービスでは、誤入力・書類の添付忘れを防ぎ、過去の保存データ(保存先はご自身のパソコンとなります)を用いて共通部分の入力を簡素化します。事前申請や登録は不要ですので、ぜひご利用ください。

入力支援サービスへのアクセス方法は、次のとおりです。

☞ ・検索窓口から  と入力

☞ ・ <https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

## 各種健康診断結果報告書の提出

2020年に実施した健康診断等に基づき、定期健康診断結果報告書(労働者数50人以上の事業場)、有機溶剤等健康診断結果報告書、特定化学物質健康診断結果報告書等各種健康診断結果報告書の早めのご提出をお願いします。

〈問合せ先〉

品川労働基準監督署 安全衛生課

TEL 03-3443-5743

**～解体・改修工事を発注する皆様～  
石綿対策の規制が強化されます**

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。

### 1 改正石綿障害予防規則(令和3年4月施行)

解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります。

(1) 建築物・工作物・船舶の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務付けられている石綿の有無の調査(事前調査)の結果、石綿が使用されていることが明らかとなった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること。

- ・工事の費用(契約金額)
- ・工期
- ・作業の方法

注：石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります。

(2) 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するなどの配慮をすること。

(3) 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務付けられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること。

### 2 石綿総合情報ポータルサイトのご案内

石綿障害予防規則の改正に伴い、石綿に

関する規制の内容をできるだけ多くの皆様に周知するため、新たに石綿障害予防に関するポータルサイトを開設しています。

適切な石綿対策に役立つ情報や石綿関係法令を様々な情報を掲載しますので是非ご覧ください。

☞ <http://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>



詳しくはこちら  
ポータルサイト

〈問合せ先〉

品川労働基準監督署 安全衛生課

TEL 03-3443-5743

### 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年2月2日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言の延長が決定され、栃木県を除く10都道府県については、3月7日まで緊急事態措置の実施期間が延長されたところです。

また、これに伴って改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、「職場への出勤等」の項目において、従来の取組に加え、「感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す。」などの事項が新たに示されたところです。

このような状況を踏まえ、各事業場において特に留意すべき事項となる「取組の5つのポイント」により取り組み状況を確認していただき、職場における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底が図られるようお願いいたします。

# 職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。



## ① すべての確認事項に ☑ がつかない場合

・リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」に掲載された「職場における感染防止対策の実践例」などを参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

## ② すべての確認事項に ☑ がついた場合

・厚生労働省ホームページに掲載された「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」などを活用して、引き続き、職場の実態に即した対策を労使で検討してください。

※リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」も含めた関連資料は右記よりダウンロード可能です。

【[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00226.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html)】